



四国中央市不妊治療助成事業について

四国中央市では、子どもをもちたいと望み、体外受精や顕微授精の治療を受けた夫婦に対し、助成金を交付することにより心理的・経済的負担を軽減し、妊娠・出産に関する支援の充実を図ることを目的とし、四国中央市独自の助成を R5 年度より開始しました。

<p>対象者</p>	<p>(1)届出医療機関(※2 裏面)において体外受精又は顕微授精を行った (2)治療終了日に夫婦(事実婚含)双方または妻が四国中央市に住所を有している (3)申請日に夫婦双方または妻が四国中央市に住所を有し、その期間が一年以上である (4)治療終了日及び申請日において夫婦である (5)医療保険に加入している (6)市税の滞納がない (7)助成の対象となる治療開始日の妻の年齢が、43 歳未満である (8)他の地方公共団体から同様の助成を受けていない</p>
<p>(※1 裏面) 対象となる治療 及び助成額</p> <p>【対象の治療は、 生殖補助医療管 理料の届出医療 機関(※2 裏面)で 実施されたものに 限ります。】</p>	<p>*下記ア)からウ)についての治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回の治療過程</p> <p>ア)【保険診療】で行われた体外受精・顕微授精の治療</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9e1f2;">保険診療(7割)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4d6;">自己負担(3割)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9d9d9;">10万円/年</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9d9d9;">一定基準の有効性・安全性を満たした自由診療の治療。保険診療との併用が可能。</div> </div> <p>イ)【保険診療】と【先進医療】を組み合わせ実施した治療</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9e1f2;">保険診療(7割)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fce4d6;">自己負担(3割)</div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9ead3;">先進医療(※3 裏面) (全額自己負担)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9d9d9; margin-top: 5px; text-align: center;"> 治療1回につき上限5万円 ※県・市町連携事業「不妊治療(先進医療)補助事業」 </div> <p>ウ)主治医の判断により「国の先進医療会議で安全性、有効性等について審議中又は審議予定の医療技術等」を併用したため、又は「保険適用外の高度に先進的な生殖補助医療技術等」を用いたために【保険外診療】となった体外受精・顕微授精の治療(※4 裏面)</p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9e1f2;">保険診療 (全額自己負担)</div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9ead3;">先進医療 (全額自己負担)</div> <div style="font-size: 24px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff2cc;">先進医療以外の治療 (全額自己負担)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9d9d9; margin-top: 5px; text-align: center;"> 10万円/年 </div>
<p>助成回数</p>	<p>初回の助成申請に係る治療開始時の妻の年齢が ◇39歳以下 …………… 子ども1人につき通算6回まで ◇40歳以上43歳未満 …… 子ども1人につき通算3回まで</p> <p>●ア)ウ)への助成は、年度内いずれか1回 ●イ)の先進医療に関する助成は、一年度6回まで</p> <p>※以下のいずれかに該当した場合は、過去に助成を受けた回数の通算を0回とする。</p> <p>(1)助成を受けた後、出産に至った場合。 (2)助成を受けた後、妊娠12週以降に死産に至った場合。</p>
<p>申請受付期間</p>	<p>治療が完了した日の属する年度の3月末 ※申請が遅れると助成できませんのでご注意ください。</p>
<p>申請書類等</p>	<p>【全員】 (1)四国中央市不妊治療助成金交付申請書(様式第1号) ①戸籍謄本(原本) ・法律婚の夫婦で同一世帯の場合：2回目(R5 年度以降申請で)以降の申請時は省略できます。 ・夫婦が別世帯・事実婚の場合：毎回提出が必要です ・出産により助成回数をリセットする場合：出産により、出産前に受けた助成回数をリセットした上で助成を受けるときは、改めて戸籍謄本を提出してください。妊娠12週以降に死産に至った場合も助成回数がりセットされますが、この場合は戸籍謄本ではなく、母子手帳</p>

	<p>の「出産の状態」のページの写し等を提出してください。</p> <p>②【該当者のみ】住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの) 夫が四国中央市以外の住民である場合、夫の居住先の住民票の写しが毎回必要です。申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください(コピー不可)。</p> <p>③【該当者のみ】市納税証明書 ・納税状況を確認する方のうち、収入の無い方や非課税所得のみの方については、課税資料がないため事前に税務課で市民税申告をお済ませください。 ・夫が四国中央市以外の住民である場合、夫の居住先の市納税証明書が毎回必要です。</p> <p>(2) 四国中央市不妊治療助成事業受診等証明書(様式第2号様・様式第3号) 治療を実施した医療機関に証明してもらってください。 様式第4号については、イ)の先進医療に伴う処方箋があった場合のみ必要な証明書です。保険薬局に証明してもらってください。</p> <p>(3) 医療機関が発行する領収書及び明細書(原本)</p> <p>(4) 四国中央市不妊治療助成金交付請求書(様式第8号)</p> <p>(5) 申請者名義の振込口座(銀行名・支店名・口座番号のわかるもの)</p> <p>(6) 印鑑(自署の場合は不要)</p> <p>(7) 夫婦双方の医療保険証(写しも可)</p> <p>【事実婚による婚姻関係にある場合】</p> <p>(1) 事実婚関係に関する申立書(様式第5号)</p>
<p>助成の決定</p>	<p>申請後、審査により助成の可否が書面で通知されます。 申請後、助成金の振込まで約2か月かかります。</p>



(※1)

<p>助成対象の不妊治療(体外受精・顕微授精)</p> <p>A : 新鮮胚移植を実施 B : 凍結胚移植を実施 C : 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 D : 体調不良等により移植の目途が立たず治療終了 E : 受精できず、又は、胚分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止 F : 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止</p> <p>助成対象とならないもの</p> <p>Z : 不妊の原因を調べるための検査費用、入院費や食事代、文書料 Y : 配偶者以外の第三者から精子や卵子の提供を受けた場合や代理懐胎(代理母・借り腹) X : 卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中断した場合 W : 助成を受けた回数を通算助成回数に満たない場合であっても、43歳以上で開始した治療 V : 他の自治体で助成を受けている治療</p>
--

(※2)

<p>愛媛県の生殖補助医療管理料の届出医療機関 <他県の生殖補助医療管理料届出医療機関は別紙参照> 矢野産婦人科(松山市)・福井ウィメンズクリニック(松山市)・つばきウィメンズクリニック(松山市) 梅岡レディースクリニック(松山市)・愛媛労災病院(新居浜市)・こにしクリニック(新居浜市) ハートレディースクリニック(東温市)・愛媛大学医学部附属病院(東温市)</p>

(※3)

不妊治療における先進医療の状況は、厚生労働省ホームページで確認できます(随時更新)。

(※4)

患者負担が原則1~3割の公的医療保険が適用される診療を受けながら、保険外の治療法や薬を使う自由診療を組み合わせる制度。日本では、保険診療と先進医療以外の治療(保険外診療)の併用は原則として禁止しており、自由診療を併用すると、保険診療分も含めて全額自己負担となる。

<申請窓口・お問い合わせ先> 四国中央市三島宮川4丁目6番55号 四国中央市保健センター 電話:0896-28-6054